

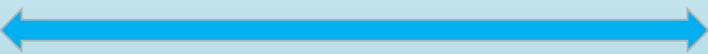
消費税転嫁対策特別措置法に基づく 違反行為事例（買ったたき）

○建設業関係

(1) 事業概要

各種工場での配管の設計や設置工事を外注するというもの。

特定事業者
(配管設計や設置工事等を行う)
資本金1,000万円



特定供給事業者
(特定事業者の下請事業者
(個人事業者))

(2) 違反行為の概要

- ・特定供給事業者は、特定事業者から配管の設計や現場監督の役務に係る業務を受注。
- ・消費税引上げ前(平成26年3月末までの消費税5%の期間)においても、消費税が支払われておらず、平成26年4月(消費税引上げ時)以降も、単価や日当が据え置かれていた。

○建築工事業関係

(1) 事業概要

住宅の内装工事を委託するというもの。

特定事業者 ←————→
(建築設計や施工、分譲住宅の販売を行う)

資本金4,000万円
売上高20億円

特定供給事業者
(内装工事や設計等を行う)

資本金300万円

(2) 違反行為の概要

- ・特定供給事業者は、特定事業者から内装工事を受注。
- ・特定事業者から、消費税増税分(3%)は増税後に対応するとの言及があったものの、その分の支払がなされなかった。

本体価格 307,500円
消費税 15,375円(5%)
消費税増税(3%)分 9,225円(※)の買ったとき
※ $24,600(307,500 \times 0.08) - 15,375$

○写真撮影業関係

(1) 事業概要

幼稚園や学校における入学式や運動会の写真撮影をカメラマンに委託するというもの。

(撮影された写真は、インターネットを通じて閲覧や購入が可能)

特定事業者
(インターネット写真サービス業)

資本金 5,000万円

売上高 9億円

特定供給事業者
(カメラマン:個人事業者)

(2) 違反行為の概要

- ・特定供給事業者は、特定事業者から写真撮影業務を受託。
- ・平成26年4月(消費税引上げ時)以降の当該業務を行うにあたり、内容に変更がなく、合理的な理由がないにもかかわらず、税込価格が据え置かれていた。

平成26年3月末まで
(消費税5%)

平成26年4月1日まで
(消費税8%)

○税込価格

15,000円

・本体価格 14,286円

・消費税 714円

○通常支払われるべき対価

15,429円

・本体価格 14,286円

・消費税 1,143円

特定事業者が定めた対価

税込価格 15,000円

・本体価格 13,889円(▲397円買ったとき)

・消費税 1,111円

○通訳・翻訳業関係

(1) 事業概要

外国語及び日本語間における翻訳業務を委託するというもの。

特定事業者
(通訳・翻訳等に係る業務を行う)

資本金 3,000万円

特定供給事業者
(翻訳業を行う個人事業者)

(2) 違反行為の概要

- ・特定供給事業者は、特定事業者から、日本語から外国語への翻訳業務を受託。
- ・平成26年4月(消費税引上げ時)以降においても、合理的な理由がないにもかかわらず、税込価格が据え置かれていた。

○出版業関係 ※一口に出版業といっても執筆や校正などその業務内容は多岐にわたっている。

(1) 事業概要

教育関係の出版物に係る校正業務を委託するというもの。

特定事業者
(出版物校正業務を行う)

資本金 1,000万円

特定供給事業者
(校正業を行う個人事業者)

(2) 違反行為の概要

- ・特定供給事業者は、特定事業者から、教育関係の出版物に係る校正業務を受託。
- ・平成26年4月(消費税引上げ時)以降においても、合理的な理由がないにもかかわらず、税込価格が据え置かれていた。

○速記業関係

(1) 事業概要

反訳業務(通称:テープ起こし)を委託するというもの。

(参考:反訳とは、いったん翻訳又は速記したものを再度元の言葉や文字に戻すこと。)

特定事業者 ←
(音声記録を速記技術によって文字に
変換し、文字媒体を納めるサービス業を行う)
資本金1,000万円

特定供給事業者
(個人事業者)

(2) 違反行為の概要

- ・特定供給事業者は、特定事業者から反訳業務を受託。
- ・平成26年4月(消費税引上げ時)以降においても、反訳業務に係る委託料が据え置かれていた。

○美容業関係

(1) 事業概要

ブライダルサロン業務の一部としてヘアメイク業務を委託するというもの。

特定事業者
(ブライダル業務を行う)

資本金 1,000万円
売上高 2.3億円

特定供給事業者
(ブライダルやヘアメイクの企画運営を行う)

資本金 100万円

(2) 違反行為の概要

- ・特定供給事業者は、特定事業者からヘアメイク業務を受託。
- ・特定供給事業者に対しては、これまで一度も消費税が支払われたことがなく、平成26年4月(消費税引上げ時)以降も単価が据え置かれていた。